

犯罪収益移転防止法施行規則 2027.4施行 主な改正点 など

(参考)ICチップ情報の読取り方法

不動産業における犯罪収益移転防止及び
反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会

対面取引で本人確認書類を提示された場合における、 ICチップ情報の読取り方法

<各省庁公表の「読取りアプリ」をスマートフォン等にインストール>

① マイナンバーカード対面確認アプリ：デジタル庁

※外国人用の「特定在留カード」「特定特別永住者証明書」(マイナンバーカード機能あり)にも対応。

② マイナ免許証読取りアプリ：警察庁

※マイナンバーカードと一体化していない、通常の運転免許証(カード)の公的読取りアプリは、現状、ない。

③ 在留カード等読取りアプリ：出入国在留管理庁

※国内在住外国人用の「在留カード」「特別永住者証明書」に対応。

<各種カード読取りに対応の市販カードリーダーを利用>

★ カードリーダーをPCに接続し読取りを行う、等

読取りアプリの使用例(1)

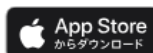
<デジタル庁ホームページ>

店舗や窓口での 本人確認を確実に

マイナンバーカード対面確認アプリは、事業者や自治体のスタッフが、顧客や住民の本人情報の確認を確実に行うためのアプリです。

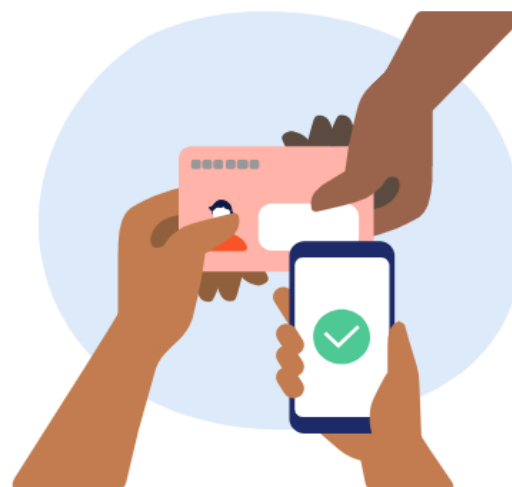


アプリをダウンロード



担当者等のスマホへ、アプリをインストール

☆現在、デジタル庁で提供されているアプリはスマートフォン版のみ。
PC版になりすました「偽装アプリ」の存在が確認されているので、注意！



読取りアプリの使用例(2)

担当者等のスマホへ、アプリをインストール

App Store(iPhone版)



Google Play(アンドロイド版)

マイナンバーカード対面確認アプリ

デジタル庁(Digital Agency)

3.3★

5件のレビュー

政府

5万+

ダウンロード

インストール

共有

ほしいもののリストに追加



このアプリについて →

読取りアプリの使用例(3)

- ・アプリを起動
- ・カード種類を選択
- ・「はじめる」で開始

- ・カードの券面を撮影
(文字情報を自動読取り)



画面の枠内に入れて撮影

読取りアプリの使用例(4)

- ・カードにスマホをかざしてICチップ情報を読取り

- ・ICチップ情報の表示内容を確認(券面との一致等)

- ・アプリに履歴が保存される
- ・必要なら履歴を確認



確認終了後、
カードを顧客
へ返還。



- ・確認日時
- ・カードの有効期限の年のみ
- ・セキュリティコード
- ・取得元のカード種類

個別の氏名・住所等のデータは履歴では表示されない。

☆対面取引では、表示したICチップ情報のデータ保存、確認書類への添付は、必須ではない。
(非対面取引では、ICチップ情報のデータ保存もしくは確認書類への添付が必要)

その他、オンラインで完結できる確認方法(主に非対面取引) 【顔写真画像＋ICチップ情報の受信法】

[例]



顧客
(個人)

宅建業者が自社開発、もしくは契約した第三者が提供するアプリの利用を顧客に連絡し、顧客がそのアプリをダウンロードして手続等を実施、など。

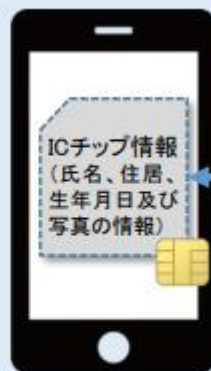
特定事業者が提供するソフトウェアを使用して送信



特定事業者
(宅建業者等)

写真付き本人確認書類のICチップ情報
(氏名、住居、生年月日及び写真の情報)

容貌の画像



☆送信を受けたICチップ情報、またはその写しの保存(確認書類への添付)も必要！

※金融庁Webサイトより一部抜粋・改変

- 原則として、特定事業者(宅建業者)が用意したアプリを使用し、特定事業者側の端末(PC、タブレット、スマートフォン等)からICチップ情報を読み取り確認することとする。
- 「容貌の画像」は、静止画に限らず動画も含まれる。